

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)に関するご案内

「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」とは

2014年7月から、アメリカ合衆国(以下「米国」と記載)の「外国口座税務コンプライアンス法」(以下「FATCA」と記載)による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国人による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが特定米国人または米国人所有の外国事業体であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社は、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、生命保険契約の取引等をする際、**お客さまが特定米国人または米国人所有の外国事業体であるか等を確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行う必要があります。**つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)におけるお客さまへの確認手続きについて

●米国内国歳入庁への報告対象となる特定米国人、米国人所有の外国事業体(以下「報告対象者」と記載)とは

個人の契約者が該当	特定米国人	米国民 国籍を問わず、米国民権を持っている方全員が報告対象となります。
		米国居住者 米国居住者とは、一般的に米国での滞在日数(注)が183日以上の方をいいます。 また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。 (注)滞在日数は次の①②③の合計日数となります。 ①当年の滞在日数 ②前年の日数の3分の1に相当する滞在日数 ③前々年の日数の6分の1に相当する滞在日数
事業体の契約者が該当	米国人所有の外国事業体	米国で設立された事業体※1のうち、 米国法人・米国財団・米国信託・米国パートナーシップ などの事業体 ※1米国で設立された事業体のうち、米国上場法人・米国銀行・米国REIT(不動産投資信託)等は報告の対象にはなりません。
		米国人が所有する、米国外に所在する事業体 次の①②③のすべてに該当する事業体が該当します。 ①実質的支配者※2に特定米国人が1人以上いる米国外の事業体 ②米国以外で設立された非上場法人 ③前暦年(1~12月)の総所得のうち受動的所得(投資所得等)が50%以上を占める事業体。 または、前暦年中のいずれかの時点において保有する資産のうち受動的所得を生み出す、あるいは受動的所得を生むために保有している資産が50%以上となったことがある事業体。 ※2 実質的支配者とは、次に該当する方を指します。 ・議決権が株式の保有割合に応じて与えられる会社(株式会社など)において、25%を超える議決権を有する方 ・上記以外の法人において、代表権を有する方

●FATCA確認手続きについて

上記の報告対象者であるか否かを、お客さまご自身にご申告いただきます。
以下の通り、必要な書類をご提出いただきますようお願いいたします。

【お客さまが報告対象者に該当される場合】

特定米国人に該当される場合は、「納税者番号報告書兼IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただき、米国内国歳入庁へ報告をさせていただきます。

米国人所有の外国事業体に該当される場合は、お客さまに「非米国納税義務者申告書」および「IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただきますとともに、米国人である実質的支配者には「納税者番号報告書兼IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただき、米国内国歳入庁へ報告をさせていただきます。

【お客さまが報告対象者に該当されない場合】

「非米国納税義務者申告書」をご提出いただきます。

なお、お客さまが金融機関*3である場合についても同様に「非米国納税義務者申告書」をご提出いただきます。

*3預金取扱機関、カストディ業務を行う機関、保険会社または投資事業体を含む拡大関連者グループの一員である持株会社または財務センター

●ご確認に応じていただけない場合、および報告に同意いただけない場合

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、および確認手続依頼日より90日以内に感じていただけない場合、米国内国歳入庁の要請により、該当のご契約情報等を日米租税条約に基づき国税庁が米国内国歳入庁に提供する場合があります。ご注意ください。

また、新契約お申込み時における確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。